

申 請 書

下記施設の使用に係る使用料の減免について、橿原公苑体育施設使用料減免取扱要綱第 3 の第 1 項【第 1 号・第 2 号・第 3 号・第 4 号】に掲げる基準に該当するため、使用料の減免申請をいたします。また、第 3 の第 1 項第 1 号の場合にあっては、県教育委員会の共催承認書を添付いたします。

万一これに違反した場合には、使用料の減免の決定を取り消され、減免された使用料の納付を命ぜられても異議ありません。

記

1 使用料の減免を受ける施設、日時等

施設名

〔 橿原公苑明日香庭球場 〕

日時

〔 〕

2 使用料の減免を受けるため、満たす要件（あてはまる要件に☑してください）

- （1）県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、県教育委員会と共催で体育・スポーツ行事に使用する場合
- （2）県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、近畿大会レベル以上の体育・スポーツ行事に使用する場合
- （3）県内の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 1 条に規定する学校をいう。）が、教育課程に基づく体育の授業又は学校教育における体育に関する特別活動として使用する場合
- （4）県又は県教育委員会が主催する体育・スポーツ行事に使用する場合

奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者 殿

年 月 日

住所

団体名

代表者名

公印

【記入例】

申 請 書

下記施設の使用に係る使用料の減免について、橿原公苑体育施設使用料減免取扱要綱第3の第1項【第1号・第2号・第3号・第4号】に掲げる基準に該当するため、使用料の減免申請をいたします。また、第3の第1項第1号の場合にあっては、県教育委員会の共催承認書を添付いたします。

万一これに違反した場合には、使用料の減免の決定を取り消され、減免された使用料の納付を命ぜられても異議ありません。

記

1 使用料の減免を受ける施設、日時等

施設名

〔 橿原公苑明日香庭球場 〕

日時

例) 3/1(金) 4面 9:00~17:00
3/20(水) 8面 13:00~16:00
同じ月の複数日を一枚に記入可能です。

2 使用料の減免を受けるため、満たす要件（あてはまる要件に☑してください）

- (1) 県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、県教育委員会と共催で体育・スポーツ行事に使用する場合
- (2) 県内の学校体育団体又は財団法人奈良県体育協会若しくはその加盟スポーツ団体が、近畿大会レベル以上の体育・スポーツ行事に使用する場合
- (3) 県内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）の第1条に規定する学校をいう。）が、教育課程に基づく体育の授業又は学校教育における体育に関する特別活動として使用する場合
- (4) 県又は県教育委員会が主催する体育・スポーツ行事に使用する場合

奈良県立橿原公苑（明日香庭球場）指定管理者 殿

年 月 日

住所

団体名

代表者名

協会印、学校印等を
押印したものを提出
してください。

公印